

第2回 第5期熊本市自治推進委員会 議事要旨

1 日時

令和4年（2022年）4月20日（水） 13時30分～15時30分

2 会場

熊本市役所4階 モニター室

3 出席者

澤田委員長、小林副委員長、上田委員、清藤委員、新道委員、高智穂委員、鳥崎委員
橋本委員、吉本委員

4 会議概要

議事に沿って進行。事務局より、委員10名中9名が出席していることから、本会議が成立していることを報告。

(1) 報告事項 他自治体の自治基本条例の施行及び改正状況

第1回委員会において意見のあった、他都市における自治基本条例の施行状況及び他の政令指定都市の自治基本条例で規定している事柄について事務局より報告。

委員からの質問及び意見なし。

(2) 審議事項 社会情勢等の変化などを踏まえた見直しの検討

各委員からの見直し提案にもとづき、事務局にて整理した検討項目に沿って説明。

検討項目ごとに審議。

ア 災害時における個人情報の取扱い

【澤田委員長】

- ・個人情報の保護については、熊本市個人情報保護条例に基づいて個人情報の取扱いを決めている。
- ・個人情報保護審議会においては、個人情報の「保護」に重きを置いた立場で審議が行われている。
- ・防災基本条例（仮称）検討委員会においては、災害時の個人情報の「利活用」と「保護」についてバランスを検討するような審議が行われている。
- ・このような点を踏まえて、委員の皆様からの意見を伺いたい。

【新道委員】

- ・条文にどのように盛り込むかは検討が必要であるが、災害時と通常時では情報の発信方法が大きく変わってくる。
- ・校区で避難所運営委員会を立ち上げるにあたって、個人の緊急連絡先について共有しようとするなかで、うまく共有ができないことがあった。
- ・災害時には、個人情報をうまく利活用しないと、守ることのできる命を守るこ

とができないと感じる。

【澤田委員長】

- ・新道委員からの意見は、防災基本条例（仮称）検討委員会にて検討されている、お年寄りや身体が不自由な方々に限定した個人情報の利用というものよりも踏み込んだ、まちづくりの観点からの連携・個人情報利活用の必要性を述べたものであると思う。

【小林副委員長】

- ・他政令指定都市の自治基本条例において、災害時の個人情報取扱いに関する規定がない理由が分かれば教えてほしい

【事務局】

- ・本市においては、熊本地震の経験から危機管理の章を設けた経緯があるが、他都市において規定がない理由は分からない。

【小林副委員長】

- ・災害時に特化した個人情報の取扱いについては、防災基本条例（仮称）検討委員会において審議されているため、自治基本条例の中に盛り込まなくてもよいのではないかと思う。

【上田委員】

- ・災害時要援護者名簿は自分で手を挙げた方の名簿であるため、名簿に載っていない方で実際には援護が必要な方もいる。
- ・安否確認の際には、個人情報であっても「この家には目が見えない人がいる」「独居の高齢者がいる」等の情報は必要である。
- ・一口に災害時といっても、避難所が開設されるほどの災害と、軽い災害とでは取扱いが異なってくるのではないか。
- ・自治基本条例に規定せずとも、防災基本条例（仮称）においてきちんと規定されるならば良いと思う。

【澤田委員長】

- ・防災基本条例（仮称）検討委員会においては、「名簿に登載しないでほしい」という意思表示があるまでは同意があったものとみなすような方向での審議も行われている。

【橋本委員】

- ・災害時といいつつ、実際に災害が起こったときの個人情報利用ではなく、災害が起こったときに備えた普段からの取扱いが重要である。
- ・自治基本条例においては、災害時の利活用という限定的な規定ではなく、地域

コミュニティの部分で規定した方がよいのではないかと

【事務局】

- ・災害があったときの限定的な議論であれば、防災基本条例（仮称）検討委員会のほうにお任せしたほうがよいのではないかと感じた。
- ・橋本委員が述べたような、まちづくりの観点での検討は必要であるように思う。

【新道委員】

- ・自治を推進するという立場で考えると、自分たちの小さなコミュニティでは、朝からラジオ体操を実施することにより、ある意味での安否確認を行っている。
- ・自治基本条例のなかでは、希薄化したコミュニティを活性化するという視点で緩やかに規定すべきではないか。

【吉本委員】

- ・昨年 12 月に防災基本条例（仮称）に関するワークショップに参加した際にも災害時要援護者名簿の話が出たが、名簿はあれば良いというものではなく、やはり日頃からの地域のつながりが重要であると思う。

【澤田委員長】

- ・災害時における個人情報の取扱いについて、技術的な部分に関しては防災基本条例（仮称）検討委員会に任せることとしたい。
- ・自治推進委員会においては、地域づくりやまちづくりの中でのコミュニティ形成が重要であるため、その点について事務局に整理していただきたい。
- ・条文に規定するのか、逐条解説に記載するのか等も含めて次回また審議を行いたい。

【高智穂委員】

- ・条文における個人情報の「適正に管理」や「適切な保護」というのは非常に曖昧だと感じる。もう少し具体的な方が、規定する意味合いが強くなるのではないかと。

【澤田委員長】

- ・高智穂委員から指摘のあった第 26 条は、行政側が講じる個人情報保護措置の規定のため、そのような文言になっているのではないかと。

【小林副委員長】

- ・資料の(8)その他の意見 5 にあるように、議論としては第 32 条の地域コミュニティ活動の部分になるのではないかと。

イ ノーマライゼーションの実現、ウ 性の多様性に対する配慮 及び
エ 多文化共生社会の推進 についてまとめて審議

【鳥崎委員】

- ・資料の中で事務局から該当する条文を挙げていただいているが、ノーマライゼーションといった事柄については、第3条の自治の基本理念に関する議論が必要ではないかと思う。

【橋本委員】

- ・大きな視点で考えると、第3条の文言はもっと明確にしてもよいのではないかと思う。
- ・「男女が」という文言を「すべての市民が」とすることは良いと思う。

【小林副委員長】

- ・「男女が」という文言はふさわしくないように思う。
- ・「すべての市民が」と変更することは分かりやすい。逐条解説においてノーマライゼーションの考え方等を記載することでさらに分かりやすくなる。

【澤田委員長】

- ・自治基本条例制定時に、あえて男女に関する規定をおいた理由はあるのか。

【事務局】

- ・制定当時の細かい経緯は不明であるが、男女共同参画を目指すなかで、なんらかの形で条文中に盛り込みたいという意図があったのではないかと思う。

【澤田委員長】

- ・第28条で子どもについて特出して規定しているのは何故か。

【事務局】

- ・第28条については不明である。

【鳥崎委員】

- ・結論として「すべての市民が」とすることには賛成であるが、あまりにも包括的な表現にすると、逆に理念が薄れてしまう恐れがある。

【高智穂委員】

- ・資料にある静岡市の例は網羅されており良いのではないかと思う。

【小林副委員長】

- ・「すべての市民が」とする場合には、「差別なく、平等に」というような「どの

ように」の部分を具体的に規定するのも良いと思う。

【澤田委員長】

- ・行政側は条文の「定義」の項目で規定していると説明しがちであるが、受け取る市民に分かりやすくということを考えると、各条文において丁寧に規定するのも良いと思う。

【小林副委員長】

- ・条文を読んだときに、自分は関係ないと思われないように記載した方が良い。

【橋本委員】

- ・条文が膨大にならない限りは、具体的に分かりやすく記載した方が良い。

【澤田委員長】

- ・これまでの意見を実際に条文に落とし込んだ際にどのようになるのか確認したいので、事務局には次回までによろしくお願いしたい。

【澤田委員長】

- ・多文化共生について、資料では外国人も当然に「市民」とあるが、受け取る側は分かりづらい。

【高智穂委員】

- ・自治基本条例のパンフレットは、熊本市に居住している外国人に配布等しているのか。また、パンフレットは多言語で作成しているのか。

【事務局】

- ・外国人への配布や多言語での作成はしていない。我々も認識が足りなかった部分があると思う。

【澤田委員長】

- ・熊本市に外国人居住者は1%近くいるのであれば、これは無視できない数であると思う。

【新道委員】

- ・自分の校区にはネパールの方が多く居住しており、コミュニティづくりの手助けをするなかで、地域の運動会等にも参加してもらっている。
- ・自治基本条例のようなものに多文化共生に関する規定があると、コミュニティ活動を一緒にやりやすくなる。

【小林副委員長】

- ・多文化共生について記載する際に、終盤の第32条では遅いのではないか。もっと前の条文に規定する必要があるのではないか。

【小林副委員長】

- ・防災基本条例（仮称）のなかには外国人に関する規定はあるのか。

【澤田委員長】

- ・外国人という視点での規定は見えないように思う。

【事務局】

- ・地域防災計画においては、外国人視点での対応方法の記載がある。

オ 課題解決のための国際的な連携

【澤田委員長】

- ・事務局としては、時限的な文言である「SDGs」という文言は入れない方が良いという意見か。

【事務局】

- ・事務局内部においては、時限的な文言は入れない方が良いという意見が出た。

【澤田委員長】

- ・逐条解説において注釈等を入れることは可能か。

【事務局】

- ・可能である。

【澤田委員長】

- ・このテーマについては「SDGs」という文言は入れず、最大でも逐条解説で触れるにとどめる方向で進めたい。

カ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

【吉本委員】

- ・デジタルを活用した市民参画というものは良いと思うが、障がい者や高齢者にも配慮して取り組むことが必要であると感じる。

【澤田委員長】

- ・すべてをDXすればよいというものではなく、あくまでもデジタルは手段である。

【新道委員】

- ・地域活動においても、ライブ配信して後からHPでも見られるようにする等した。
- ・DXという言葉は、また新しい言葉に置き換わっていくと思うので、もっと平易な言葉での表現がよいと思う。

【橋本委員】

- ・目的はまちづくりであり、デジタルは手段に過ぎないため、条文に規定されると困る部分も出てくるのではないかと思う。
- ・自治基本条例にDXについて規定するのは違うのではないかと思う。

【小林副委員長】

- ・コロナ禍において市民参画や地域活動のためにデジタルを活用することや推奨することは必要かもしれないが、市民のデジタルを使いこなすレベルは違うため、DXはハードルが高すぎるように思う。

【澤田委員長】

- ・コロナ禍においても地域活動の歩みを止めないためには、デジタルを活用しての情報共有が必要であり、情報共有に際しては市役所に情報を集約してほしい。

【清藤委員】

- ・参画をしたくても、高齢であったり、身体が不自由であったりすると集まりの場に出向くことができない場合もある。そういった方々が参加しやすい環境を整えることができれば、DXという言葉を使わなくてもよいと思う。
- ・いまは小学生でもICTを活用しているんなことをやっており、地域コミュニティへの若者の参加が少ないという課題に対しても、オンライン等を活用すれば参加しやすくなるのではないか。

【高智穂委員】

- ・PTA活動もオンラインを活用することで参加しやすくなったという声もきく。

【澤田委員長】

- ・このテーマについては、逐条解説において本市の取組に関して具体的に示すという方法もある。

【事務局】

- ・行政としては、窓口に来なくても手続できるようにする等、デジタル化を推進しているところ。地域コミュニティという面では、コミュニティセンターにWi-Fiを取り入れる等、環境づくりに取り組んでいる。

キ 社会情勢変化の前文への反映

【小林副委員長】

- ・社会情勢はどんどん変化しているため、具体的な事例を反映するという事になると、改正が追いつかなくなってしまうと思う。

【澤田委員長】

- ・熊本地震についてでさえも、前文に反映させることはなかったということも参考としたい。

【橋本委員】

- ・自治基本条例の前提条件の部分が変わってしまったのであれば、前文の改正もありうると思うが、前提条件が変わったということはないと思う。

【澤田委員長】

- ・前文についてはこのまま変更しないという方向性で進めていきたい。

澤田委員長より、事務局に対し次回までに今回の審議を踏まえ論点をまとめた資料作成を依頼→事務局了承。

最後に事務連絡として、事務局より次回会議は6月～7月を予定している旨の説明及び日程調整への協力依頼を行い閉会。